三重県いじめ防止基本方針の改定について

- 1 いじめの防止等に係る国及び県の動向
 - ①平成25年9月「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)施行
 - ②平成25年10月「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国基本方針」という。)を法第11条に基づき策定
 - ③平成26年1月「三重県いじめ防止基本方針」(以下「県基本方針」という。)を 法第12条に基づき策定
 - ④平成29年3月国基本方針の改定(資料4)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(資料5)(以下「ガイドライン」という。)の策定
 - ⑤平成30年4月「三重県いじめ防止条例」(資料2-別紙)(以下「条例」という。) 施行

2 基本的な考え方

現県基本方針については、改定前の国基本方針を参酌して策定されています。 本年4月に条例が施行され、本県のいじめの防止等のための対策に関し、基本理 念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等 のための対策の基本となる事項を定めました。

このことから、条例の基本理念にのっとり、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、いじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容に改定します。

加えて、平成29年3月に改定された国基本方針の内容やガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映します。

詳細は、資料6「三重県いじめ防止基本方針」の改定の概要案を参照

3 今後のスケジュール

8月28日 第1回いじめ問題対策連絡協議会

10月 意見聴取(市町等教育委員会、PTA関係団体、職員団体等)

11月 5日 第2回いじめ問題対策連絡協議会

11月下旬 第1回いじめ対策審議会

1月末 改定